

溝辺都市計画事業麓第一土地区画整理事業施行規程に関する条例等の一部改正について

溝辺都市計画事業麓第一土地区画整理事業施行規程に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和3年6月4日提出
霧島市長 中 重 真 一

溝辺都市計画事業麓第一土地区画整理事業施行規程に関する条例等の一部を改正する条例

(溝辺都市計画事業麓第一土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部改正)

第1条 溝辺都市計画事業麓第一土地区画整理事業施行規程に関する条例(平成17年霧島市条例第267号)の一部を次のように改正する。

第26条中「年6パーセント」を「換地処分の公告があった日の翌日の法定利率(分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内)」に改める。

(隼人都市計画事業浜之市土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第2条 隼人都市計画事業浜之市土地区画整理事業施行に関する条例(平成17年霧島市条例第269号)の一部を次のように改正する。

第29条中「年6パーセント」を「換地処分の公告があった日の翌日の法定利率(分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内)」に改める。

(隼人都市計画事業隼人駅東地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第3条 隼人都市計画事業隼人駅東地区土地区画整理事業施行に関する条例(平成22年霧島市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第29条中「年6パーセント」を「換地処分の公告があった日の翌日の法定利率(分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第183号）により、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）における清算金の利率に係る規定が改正されたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。